

横浜市立西中学校いじめ防止基本方針

平成 26 年 3 月 19 日策定(令和 6 年 2 月 5 日改定)

1 いじめ防止に向けた学校の考え方

(1) いじめの定義

「いじめ」とは、いじめ防止対策推進法第 2 条にあるように「生徒に対して、当該生徒が在籍する学校に在籍している等当該生徒と一定の人的関係にある他の生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの」をいう。

(2) いじめ防止に向けての基本理念

学校は、全ての生徒をかけがえのない存在、社会の宝ととらえ、いじめのない社会、豊かな未来の実現に向けて、健やかに成長できる場とする。

- ①学校は、誰もが安心して、温かい人間関係の中で自己実現を目指して生活でき、自己の特性や可能性を認識し、他者の長所等を発見できる場とするよう努める。
- ②学校は、他者を排除しない、生徒の居場所としての機能を重視したいじめが発生しにくい風土づくりに努める。
- ③学校は、いじめは、生徒にとって、健やかな成長への阻害要因となり、将来に向けた希望を失わせるなど深刻な影響を与えるものとの認識に立っていじめ防止に努める。
- ④西前小学校と連携し、小中学校 9 年間で実現するいじめのない学校風土づくりに努める。
- ⑤いじめ防止に向けて、学校・行政機関・保護者・地域・関係機関等がそれぞれの役割を自覚し、相互に連携・協力する。

2 「学校いじめ防止対策委員会」の設置

(1) 委員会の構成員

校長、副校長、教務主任、学年主任、生徒指導専任教諭、生徒指導部長、養護教諭、德育・人権教育推進担当

*必要に応じて心理や福祉等の専門家である SC や SSW、弁護士、医師、警察官経験者等の外部専門家の参加を求める。

(2) 委員会の運営

- ①委員会は、常設し月 1 回以上、定期的を開催する。
- ②いじめを認知した際は、直ちに委員会を開催する。
- ③いじめ事案に対して、委員会は、組織的に対応方針を決定する。
- ④委員会は、会議録を作成・保管し、進捗の管理を行う。

(3) 委員会の活動内容

①未然防止

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境をつくる。
- ・委員会の存在及び活動を生徒及び保護者に周知する。

②早期発見・事案対処

- ・いじめの相談・通報の窓口を設置し、学校便り等で周知する。
- ・いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報を収集し、記録を共有する。
- ・いじめ(疑いを含む)を察知した場合には、情報の迅速な共有、関係生徒に対するアンケート調査、聴き取り等により事実関係の把握といじめであるか否かを判断する。
- ・いじめを受けた生徒に対する支援、いじめを行った生徒に対する指導や保護者との連携といった対応の「対応方針と決定」を組織的に実施する。

③取組の検証

- ・学校いじめ防止基本方針年間計画の作成・実行・検証・修正を行う。
- ・学校いじめ防止基本方針年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を企画し、計画的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が、学校の実情に即して適切に機能しているか否かについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針を見直す。

3 いじめの未然防止、早期発見・事案対処

(1) いじめの未然防止

- ①豊かな心の育成を目指し、人権教育・道徳教育を推進し、授業・生徒活動・学校行事等において、一人ひとりが大切にされ、互いに認め合える活動場面の充実を図る。
- ②横浜子ども会議の内容を踏まえ、生徒がいじめ防止に主体的に関わる生徒活動を推進する。
- ③生徒一人ひとりや、家庭等との丁寧なかかわりの中で生徒理解をすすめる。
- ④「子どもの社会的スキル横浜プログラム」(YP アセスメント)を活用する。

(2) いじめの早期発見

- ①学校生活全般において日常的に生徒と時間を共有して生徒理解に努める。
- ②生徒の悩みやトラブル等を含めた生活全般について聴き取る個人面談や教育相談、アンケート(いじめ防止・生活)の実施。
- ③生徒対象に、いじめや人間関係のトラブルについて実態調査の実施
- ④SNSを介したインターネット上の誹謗中傷、仲間外し等のいじめへの対処及び情報モラル教育を推進する。
- ⑤保護者、地域、関係機関と連携して、いじめ防止に努める。

(3) いじめに対する措置

- ①いじめ(疑いを含む)の発見・通報を受けた場合には、特定の教員で抱え込まず、いじめ防止対策委員会を中核として速やかに対応する。委員会の活動は必ず記録する。
- ②いじめが発生した場合は当該生徒・関係生徒それぞれの生徒から事情や心情を聞き取り、当該生徒を守り通し、当該生徒のケアや関係生徒への再発防止の指導を行い、保護者の協力を仰ぐ。なお、必要に応じて警察等関係機関や専門機関と連携する。

(4) いじめの解消

- ①いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の二つの要件が満たされている必要がある。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">・いじめの行為が少なくとも3ヶ月(目安)止んでいること・いじめを受けた生徒、保護者が心身の苦痛を感じていないこと |
|---|

- ②学校いじめ防止対策委員会がいじめ解消に向けての対応について定期的に確認し、必要に応じて対応を改善する。

(5) 教職員等への研修

- ①生徒の心理、行為・行動によるいじめ発生のメカニズム、いじめ防止、早期発見、適切な対応、措置に関する実践的な研修を企画し実施する。
- ②いじめ防止対策推進法の確実な運用等について校内研修を実施する。(前期、後期各1回)

(6) 学校運営協議会等の活用

西前小学校と合同による「学校運営協議会」や「学校・家庭・地域連携事業」、「学校・警察連絡協議会」において、いじめの問題などを保護者・地域等と共有し、連携・協力して社会全体でいじめ防止に取り組む。

(7) 取組の年間計画

月	取組内容			
4月	《前期》（月1回定例学校いじめ防止対策委員会・随時） 年間計画と重点内容等の確認と引き継ぎ 学校基本方針の理解と共有、生徒指導理解研修 教育相談①(生活アンケートに基づく個人面談)	入学式、保護者説明会、学年集会、 町内会議等で基本方針説明 いじめ防止職員研修		
5月			いじめ防止メッセージ いじめ早期発見のための生活アンケートの①実施 (記名式アンケート・教育相談) 中学校ブロック情報共有(専任、カウンセラー等) (生徒会いじめ防止活動)	学校・家庭・地域連携事業総会(基本方針説明) 学校運営協議会
6月			学校・家庭・地域連携事業総会 YPアセスメント①実施	三者面談 学校・警察連絡協議会
7月			人権作文 横浜子ども会議(中学校ブロック)	
8月			横浜子ども会議(西区)	※中学校ブロック専任情報共有は毎月行う。
9月			教育相談②(生活アンケートに基づく個人面談)	
10月			中学校ブロック情報共有(専任、カウンセラー等)	
10月			《後期》（月1回定例学校いじめ防止対策委員会・随時） YPアセスメント②実施 「いじめ解決一斉キャンペーン」人権週間・いじめ防止啓発月間の取組（生徒会いじめ防止活動） いじめ防止メッセージ いじめ防止アンケート②実施	学校運営協議会 学校・警察連絡協議会
11月				3年進路面談(個人、三者面談)
12月				1, 2年三者面談
1月	学校運営協議会			
2月	教育相談③(生活アンケートに基づく個人面談) いじめ防止アンケート③実施			
3月	中学校ブロック情報共有(専任、カウンセラー等) 年間の振り返り、新年度への引継ぎ いじめ防止基本方針見直し	※中学校ブロック専任情報共有は毎月行う。		

4 重大事態への対処

(1) 重大事態の定義

【いじめ防止対策推進法第28条第1項】より

「いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあるとき(同項第1号)」「いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき(同項第2号)」とされている。

(2) 発生の報告

重大事態が発生した場合(疑いを含む)は、直ちに教育委員会に報告する。

5 いじめ防止対策の点検・見直し

①いじめに対応する組織体制や対応の流れについて、少なくとも年一回点検を行い、必要に応じて組織や取組等の見直しを行う。

②必要ある場合は、横浜市いじめ防止基本方針を含めて見直しを検討し、措置を講じる。

6 参考資料

- ①「横浜市いじめ防止基本方針」(平成29年10月改定)
- ②「いじめの防止等のための基本的な方針」(文部科学省 平成29年3月14日改定)
- ③ 生徒指導提要(令和4年12月改定)